

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を同年11月から42年8月までの期間は1万8,000円、同年9月から43年8月までの期間は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から43年9月5日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、株式会社Aでの厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和41年10月31日までの期間において、C株式会社に営業担当社員として勤務したが、業務縮小に伴い、同年11月1日から株式会社Aへ転籍し、45年8月9日に同社を退職するまでの期間において、営業担当社員として継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する申立人の昭和41年分と推測される株式会社Aの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和41年分と推測される株式会社Aの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚

生年金保険料の控除額から、昭和 41 年 11 月から 42 年 8 月までは 1 万 8,000 円、同年 9 月から 43 年 8 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるものの、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における船員保険被保険者資格喪失日は昭和26年5月31日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月1日から27年8月1日まで

私は、昭和23年3月1日に船員として勤務を開始し、同年12月1日からB株式会社所有のC丸に船員として乗り込んでいたが、24年6月1日から社命により同社所有のD丸に船員として乗り込んだ。

その後、昭和26年5月ごろまでの期間は、株式会社E所有のF丸及びG株式会社所有のH丸に、26年6月ごろから27年8月1日までの期間は、I所有のJ丸に継続して船員として乗り込んだ。

船員手帳は所持していないが、B株式会社では、社命で船舶を乗り換えたにもかかわらず、船員保険被保険者資格の喪失日が昭和24年6月1日と記録されている上、その後乗り込んだ別の船舶についても船員保険の被保険者記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述などから判断すると、申立期間のうち昭和24年6月1日から26年5月31日までの期間について、申立人はA株式会社が所有する船舶又は同社に所属する船舶所有者の所有する船舶において、雇入れされていたことが認められる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、一部の期間について基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録（資格取得日は昭和23年12月1日、資格喪失日は26年5月31日）が確認できるところ、当該被保険者名簿に記載されている被保険者番号は、既に申立人の基礎年金番号に統合済みの同社

に係る船員保険の被保険者記録（資格取得日は 23 年 3 月 1 日、資格喪失日は同年 11 月 16 日）における被保険者番号と一致する。

さらに、A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、前述の基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録のほか申立人と同姓同名の被保険者は確認できず、申立人と時期は異なるが同じ船舶に乗り込んでいたとする同僚は、「申立人を知っている。私が知っている限り、当時、ほかに申立人と同姓同名の船員はいなかった。」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿から申立人が記憶している複数の同僚と同姓同名の船員保険の被保険者記録が確認できる。

また、社会保険事務所（当時）は、「A 株式会社は、日本政府の K 政策に係る統制会社であり、同社において様々な船舶（船舶所有者）が集められ船員保険に加入していた。」と回答しているところ、申立人は、「私が乗り込んだ船舶は L 市から K を運搬する船舶であったが、当時、K を運搬する船舶は L 市に所在した A 株式会社の事務所において手続を行い、積込みの順番を決めてもらっていた。K 運搬の報酬は同社から支給されており、その中から、私の給与が支払われていたはずだ。」と供述していることなどから、前述の被保険者名簿において確認できる基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 12 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得し、26 年 5 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、今回統合する申立人の A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、3,500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 26 年 5 月 31 日から 27 年 8 月 1 日までの期間について、申立人は、I 所有の J 丸に乗り込んだとしているが、申立人は、船員手帳を所持していない上、船舶所有者及び船舶所有者 I に係る船員保険被保険者名簿から船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができず、申立人の当該期間に係る船員保険の加入状況及び保険料等の控除について確認できない。

また、申立人は、申立人が乗り込んだとする I 所有の J 丸は、M 株式会社の荷を運搬したとしているところ、J 丸と同様に同社の荷を運搬したとする複数の船舶所有者は、「当時、M 株式会社の荷を運搬した個人所有の船舶に乗り込んでいた乗組員の多くは、船員保険に加入していなかった。」と供述していることから判断すると、当時、同社の荷を運搬していた個人所有の船舶所有者は、すべての乗組員について、必ずしも船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から52年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答を得た。

私が20歳となった時、母が国民年金の加入手続を行い、毎月、集金にいられていた班長さんに、家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。

母が国民年金保険料を納付したはずなので、私の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の任意加入者の資格取得日により、昭和53年7月20日に払い出されたと確認でき、その時点では、申立期間のうち39年10月から51年3月までの期間に係る国民年金保険料は時効により、制度上、納付することができない上、申立人は、申立期間を通じて住所の移動がないなど、申立人に対し、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は150か月間と長期間であり、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して毎回欠落することは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は、既に死亡しており、申立期間当時の状況が不明である。

さらに、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。